

雇用調整助成金等申請支援補助金（雇用継続支援補助金）

事業内容

国の雇用調整助成金等の申請にあたり、社会保険労務士等へ申請書類作成を代行依頼した場合、その手数料又は報酬の一部又は全部を補助します。

補助内容

【対象者・対象期間】

○中小企業基本法に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人（裏面Q1及びQ2参照）

○市税等の滞納が無い者で、次の（1）、（2）いずれかに該当する者

| | 補助対象者 | 補助対象期間 |
|-----|---|-------------------------------------|
| (1) | 雇用調整助成金等の支給決定を受けた者 | 令和2年4月1日から <u>令和4年11月30日</u> で終了 |
| (2) | 雇用調整助成金等の支給決定を受けた者のうち、特に業況が厳しい事業主に対する特例の適用を受けた者 | 令和4年12月1日から <u>令和5年1月31日</u> まで |

【補助額】

社会保険労務士又は弁護士への雇用調整助成金等の申請書類作成代行手数料又は報酬の10/10（1補助対象者当たり上限額20万円）

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

【申請期限】 当日消印有効

雇用調整助成金等支給決定日の翌日から起算して3ヶ月以内又は令和5年9月30日のいずれか早い日まで

【申請書】 申請書類は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金交付申請書（第1号様式）

【添付書類】

○雇用調整助成金等の書類作成手数料又は報酬を支払ったことが確認できる書類の写し

○同意書兼誓約書（第2号様式）

○雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し

○雇用調整助成金等に係る提出書類の写し

○振込口座が確認できるもの

※『雇用維持支援補助金』と併せて申請、又は以前に提出済の場合は、省略可能。

※申請書及び同意書兼誓約書の氏名欄は、個人の場合で（法人の場合は代表者が）自署される場合は、押印不要です。自署されない場合は、記名押印（法人の場合は丸判）をお願いします。

【郵送先】 〒963-8601 郡山市産業雇用政策課 行（住所記載不要）

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

郡山市 雇用調整助成金等申請支援補助金



問い合わせ先：郡山市産業観光部産業雇用政策課 TEL：024-924-2251（平日8：30～17：15）

主な Q & A

Q1 郡山市内に営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A1 法人の場合は本社の所在地が郡山市外でも対象です。個人の場合は事業主の住民登録が郡山市の方のみが対象となります。なお、雇用維持支援補助金の対象者とは、範囲が異なりますのでご注意ください。また、上限額 20 万円の適用は、支店及び営業所ごとではなく、法人格及び個人事業主ごととなりますので、ご了承ください。なお、中小企業は下表の要件に該当する企業となります。

| 区 分 | 資本金額又は出資総額 | 常時雇用する労働者数 |
|------------|------------|------------|
| 小売業(飲食店含む) | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

Q2 補助金の申請時には、事業を営んでいましたが、現在は廃業しております。対象となりますか？

A2 本補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、本補助金の目的が達成できなくなりますので、対象となりません。

Q3 賃金の締め切り日が毎月 15 日のため、前月 16 日から当月 15 日までの申請書を作成する契約となりますが、対象期間を過ぎても対象となりますか？

A3 対象期間を含む契約は、対象となります。

Q4 本補助金の申請は、1 回しかできませんか？

A4 雇用調整助成金等の申請 1 回で社会保険労務士等に支払う手数料が 20 万円に満たなかった場合には、複数回申請いただくことはできますが、上限額に達した時点で終了となります。なお、全く同じ書類がある場合、2 回目以降は提出を省略することができます。

Q5 雇用調整助成金等の提出書類の写しは全部必要ですか？

A5 原則、雇用調整助成金等の「様式第〇号」(別表も含む)と記載されたものだけで結構です。ただし、提出いただいた写しでは審査ができない場合、追加提出いただく場合があります。

Q6 教育研修に要した費用は対象になりますか？

A6 対象期間の雇用調整助成金等の申請書類作成に係る手数料又は報酬が対象ですので、付随する休業計画届や教育研修算定費用は対象となりますが、申請書類作成に付随しない毎月の顧問料や助言・指導料のみの費用は対象外です。

Q7 手数料又は報酬として支払った経費に消費税や源泉徴収税が含まれていますが、対象になりますか？

A7 消費税及び地方消費税については対象外です。また、源泉徴収税については対象となります。

Q8 雇用調整助成金等の申請をしましたが、支給にならなかった場合は対象になりませんか？

A8 国の助成金が支給されなかった場合は対象となりません。本補助金の交付要綱において、「雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金について、労働局長の支給決定を受けた者」を補助対象とする旨規定されています。

※ その他の質問については、郡山市公式ウェブサイトに掲載している「雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A」をご覧ください。